

浜田市企業立地促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 25 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市条例第 9 号

浜田市企業立地促進条例の一部を改正する条例

浜田市企業立地促進条例（平成 18 年浜田市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の浜田市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に受け付けた申請に係る奨励金について適用し、同日前に受け付けた申請に係る奨励金については、なお従前の例による。